

臨床検査を終了した残余検体の利用について

医療法人鉄蕉会 亀田総合病院および亀田クリニックでは、患者さまの診療の為に採取させていただいた検体(血液・尿をはじめ喀痰や身体の臓器から摘出した組織等)のうち、診療上不要となり残った検体(以下、残余検体)は医療廃棄物として処理されますが、残余検体の一部は、診療水準の向上、臨床検査の精度確保をはじめとする教育および研究など以下に示す内容について利用させていただきます。

- ・教育
- ・臨床研究
- ・流行感染などの疫学的解析
- ・検査方法の検証や妥当性確認
- ・測定機器の内部精度管理
- ・他施設との試薬および機器間差調査

残余検体の利用にあたっては、以下を遵守いたします

- ・「臨床検査を終了した検体の業務、教育、研究のための使用について－日本臨床検査医学会の見解－」
- ・「病理検体の目的外使用に関する提言－日本病理学会」
- ・「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」
- ・「臨床研究法」
- ・「個人情報保護法」

残余検体を利用する研究では、患者さまに費用負担や健康被害などの不利益が生じる可能性はありません。これらの研究は、「ヘルシンキ宣言」の原則に基づき、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等の国が定める関係法令・通知に従い実施されます。

残余検体を利用する研究が実施・継続されることについて、当院ホームページ「臨床研究情報」において各研究の目的や方法を公表するとともに、残余検体の利用を拒否する機会を保障しています。

残余検体利用に拒否される際は、お手数ですが亀田クリニック・3階3番職員または亀田総合病院・病棟職員までお申し出ください。

お申し出がない場合は、上記内容に従い残余検体を利用させていただきます。

残余検体の利用に、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



Medical LAB
RML01340

当検査室は、国際規格である「ISO15189:2012」の認定を2017年7月13日付で取得しています。



医療法人鉄蕉会 亀田総合病院・亀田クリニック
臨床検査管理部長 大塚喜人
連絡先(代表) 04-7092-2211